災害応急用協力井戸（協力井戸）登録のお知らせ

主に個人や民間事業者が設置した札幌市内の井戸であって、大規模震災による水道断水時に、ボランティアで生活用水を供給していただける施設として、「札幌市災害応急時における協力井戸登録に関する要綱」に基づき登録した施設です。

＜災害応急用協力井戸に関するお問合せ先＞
札幌市保健福祉局保健所生活環境課ビル衛生係
電話番号：011-622-5165

指定番号	区	施設住所	施設名
8912	西区	発寒14条 2丁目4-5	第一建興江島㈱第二工事部札幌西営業所

協力井戸利用者の皆様へ（災害時に水をもらう場合の注意点）

1. **協力井戸はボランティア制度です**
   協力井戸の制度は井戸設置者の善意に基づくボランティア制度であり、井戸設置者が水を供給する義務を負うものではありません。
2. **災害による断水時に生活用水の提供を受けられます**
   地震等の災害発生時に断水が生じた場合に協力井戸から生活用水の提供を受けられます。日常的に生活用水を提供する施設ではありません。
3. **被災のため、生活用水を提供できない場合があります**
   災害時は協力井戸指定施設も被災するため、停電、井戸の渇水（水が出なくなること）、施設の倒壊、井戸設備の故障及び井戸所有者の被災等、様々な理由で生活用水を提供できない場合があります。
4. **利用時は施設側の指示に従い、マナーを守って使用してください**
   施設ごとに提供できる水量、時間帯、提供場所等が異なるため、井戸設置者の指示に従い、譲り合って利用してください。また、水の運搬容器は、利用者にてご用意ください。
5. **提供される水は飲み水以外の生活用水として使用してください**
   協力井戸の水は、生活用水（トイレ排水、清掃用水など）として使用してください。水の見た目に異常がない場合でも、災害時には水質が変っている可能性があります。普段飲み水として使用している井戸でも、加えている消毒用塩素剤の補給が間に合わなくなる可能性もあります。飲料水としての安全が確認されるまで、原則として飲用は控えてください。（飲み水は、本市水道局による応急給水等をご利用ください。）
6. **水は利用者の自己責任の下で利用してください**
   災害時には水質の変化などにより、水に色が付いている、濁っている、臭いがするといった場合があります。そのため、井戸水を洗濯等の生活用途に利用したときに、衣類や器具に色、汚れ、臭いが付くなどの不都合を生じる場合があります。これらをご理解の上、利用者の自己責任で水を利用してください。
7. **協力井戸に関するお問い合わせは保健所にお願いします**
   災害応急用協力井戸に関するお問い合わせは、下記のお問い合わせ先（札幌市保健所生活環境課）までお願いいたします。協力井戸施設への直接のお問い合わせ・ご連絡はご遠慮ください。

（様式２）

札幌市災害応急用協力井戸登録通知書

令和 ８ 年 11 月 12 日

第一建興江島株式会社 様

札 幌 市 長

札幌市災害応急用協力井戸登録に関する要綱第３条第２講の規定に基づき、下記施設を災害応急用協力井戸に登録します。

施設の名称 第一建興江島株式会社 第二工事部札幌西営業所

施設所在地 西 区 発寒１４条２丁目４－５

併せて「協力井戸」のプレートを交付させていただきますので、見えやすいところに掲示をお願いいたします。

担 当
札幌市保健所生活環境課ビル衛生係
[redacted]
電話：011-622－5165
FAX ：011-622-7311
電子メール：biru-eisei@city.sapporo.jp





